

福島県市民農園の整備に関する基本方針

平成3年8月 策定

第1 市民農園の整備の基本的な方向

- 1 福島県は東北地方の最南端に位置し、首都圏から距離的に近いことから、中通り、会津及び浜通り地方の市部で工業集積が進み、都市化が進行している。一方、県民の価値観は、経済の安定成長への移行とともに、物の豊かさから心の豊かさへと変化し、単なる物質的満足を超えて、生きがいや自然とのふれあいといった質の高い豊かな生活に対する欲求が急速に高まってきている。
- 2 本県の市民農園は、昭和50年代から市部とその周辺部で開設され、一部の県民に利用されてきたが、近年、県民の自由時間の増大、余暇活動の内容の多様化等に伴い、野菜や花を育て土と親しむ場及び農作業の体験の機会の場に対する需要が多くなっているため、市民農園の整備の促進が必要となっている。
- 3 市街化の進展の著しい都市地域では、緑が減少してきており、防災機能や良好な環境形成機能を有するオープンスペースの創出が求められていることから、都市公園等を補完する緑地機能を有するものとして、市民農園の整備を促進し、良好な都市環境の形成を図ることとする。また、都市近郊地や中山間地の農村地域では、農地の有効利用や都市と農村の交流による地域の活性化が求められていることから、このような課題に対応するため、市民農園の整備を促進し、農村地域の振興を図ることとする。
- 4 都市地域と農村地域とでは市民農園に対するニーズ及び市民農園の整備の内容も異なるので、それぞれの特性に応じ、市民農園に対する多様な需要にこたえられるよう、計画的に整備を行うこととする。
- 5 市民農園の整備は、都市計画、農業振興地域整備計画、市町村の振興計画等との調和が保たれたものでなければならない。

第2 市民農園として整備すべき区域の設定に関する事項

市民農園区域は、市民農園整備促進法（以下「法」という。）第4条第1項各号に規定する要件に該当する区域の中から、次の事項に配慮して指定するものとする。

1 市民農園区域の規模

優良な市民農園の整備を行うという法の趣旨から、休憩施設等の施設の整備を効率的に行うことができる規模とする必要があるが、その市町村において予想される利用者の数、付近の施設の整備状況等を考慮し、地域の実情に応じて弾力的に判断すること。

2 立地条件

次の要件を満たす区域で、農地所有者の土地利用に関する意向、農業構造改善事業等の実施状況、予想される利用者数等からみて、市民農園の開設及び運営が適正かつ円滑に行われる見込みがあること。

- (1) 道路の整備状況等からみて、利用者が容易に行くことができると認められること。
- (2) 用水の確保が容易であること。

(3) 土地利用の状況を考慮し、適正かつ合理的な土地利用に支障を及ぼさないと認められること。

3 農業との調整

(1) 農業との土地利用の調整を図るため、地域の農用地の保有・利用の現況及び将来の見通し並びに農業者の農業経営に関する意向からみて、周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼさない位置に指定することとし、集団的農用地を利用して市民農園区域を指定する場合には、その集団性を失わせたり、土地利用の混在を招くことのないようにすること。

(2) 集団的農用地の区域内において、市民農園区域を指定しようとする場合は、その周辺部に指定する等十分配慮すること。また、農地の存在量等からみて、著しく過大な面積を指定しないこと。

4 都市計画との調整

(1) 道路、下水道等の都市計画施設の区域に市民農園区域を指定しない等都市施設の整備に支障を及ぼさないようにすること。

(2) 商業系の地区には市民農園区域を指定しない等他の土地利用と調整し、合理的な土地利用に支障を及ぼさないようにすること。

第3 市民農園施設の設置その他の市民農園の整備に関する事項

市民農園を整備するときは、次の事項に配慮して行うものとする。

1 市民農園であることの標識等を設置するとともに、必要に応じ、生け垣等により周囲を囲い、農用地の保全を図り、都市住民等のレクリエーション需要の充足、自然環境の保全に十分配慮し、良好な生活環境の形成にも資するように整備すること。

2 耕うん、客土を行い、利用者が容易に農作業を行い得るように農地を整備すること。特に、水田を利用して野菜等の水稻以外の農作物を栽培する場合には、排水等に十分注意すること。

3 農地に区画を設けて利用させる場合は、標識ぐい、ロープ等により区画の境界を明らかにすること。なお、区画を設ける場合は、1区画の大きさをおおむね15平方メートル以上とすること。

4 周辺の道路、河川等の公共施設の整備計画に配慮し、その整備に支障を及ぼさないようにすること。

5 市民農園周辺の道路における危険を防止し、その他交通の安全を図り、及び道路の交通に起因する障害を防止するよう配慮すること。

6 市民農園の機能を確保するため、必要に応じて、次の市民農園施設を備えること。なお、これらの施設の機能を代替できる施設が付近に存在する場合は、それらをもって代えることができるものとする。

(1) 園路

(2) 休憩施設

(3) 便所

(4) 手洗い場、水飲み場その他の給排水施設

(5) 農機具収納施設

(6) ごみ置場

(7) 駐車場

7 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域においては、市民農園施設の用に供される土地が、同法第10条第3項に規定する農用地利用計画において指定された用途に即して利用されなければならないこと。

8 市民農園施設の整備のために農地等の転用を必要とする場合は、農地転用の許可の基準に照らして、農地転用の許可の対象と判断されることが必要であること。

第4 市民農園の利用条件その他の市民農園の運営に関する事項

市民農園の運営は、次の事項に配慮して行うものとする。

- 1 公報、チラシ、掲示等による一般公募を行い、できるだけ多くの人に市民農園を利用する機会を与えるとともに、農園や施設の利用料金も著しく高額とならないようにすること。
- 2 市民農園の管理を適正に行うため、その周辺地域における自然環境の保全、良好な生活環境の形成及び営農条件に支障を及ぼさないように、利用者が守るべき事項について定めること。
- 3 市民農園の適正な利用を確保するため、指導員を配置する等して利用状況を見回るとともに、利用者に対する農作物の栽培技術について必要な指導ができる体制を整備すること。
- 4 農作物の調理講習会、交換会及び展示会を開催する等して、市民農園利用者の交流の促進を図るとともに、農業に対する理解を深めるよう配慮すること。

第5 支援措置

市民農園の整備を円滑に行うため、次の支援を行うものとする。

- 1 資金の確保及びあっせん
- 2 法第7条第1項の規定による認定を受けた市民農園の開設者に対する技術、運営等に関する指導
- 3 市民農園に関する普及啓発活動
- 4 市民農園の整備及び運営に関する組織の育成
- 5 市民農園の整備を目的とする事業の積極的な活用